

# 令和8年4月定例舞鶴市教育委員会会議録

開会日時 令和8年4月28日（火）午後2時00分～午後2時42分

場 所 市役所別館 6 1 2 会議室

出席委員 廣瀬教育長 稗田委員 田中委員 小川委員 相澤委員 吉岡委員

事務局職員 山下指導理事  
松岡教育振興部長  
後教育未来課長  
倉田教育未来課学びの環境デザイン担当課長  
日下部学校教育課長  
守屋学校教育課指導担当課長  
山内学校教育課主幹  
森生涯学習部次長兼生涯学習推進課長  
南教育総務課長  
飯田教育総務課主幹兼施設係長  
川北教育総務課総務係長

傍 聴 2名

## 1 開 会

教育長 開会を宣告

## 2 令和8年3月定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

## 3 諸報告

### (1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動を報告

[質問・意見]

なし

### (2) 各課報告

(教育総務課)

- ① 行事予定について
- ② 寄附の受納について（令和8年3月）
- ③ 後援の承認について（令和8年3月）

(学校教育課)

- ① 行事予定について

- ② 教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」の3月の通級・相談等の状況について
- ③ 令和8年度指導体制の強化について（学校生活相談系の設置と機能強化、明日葉の支援体制強化）

（生涯学習推進課）

- ① 行事予定について

[質問・意見]

（稗田委員）

教育支援センター「明日葉」の終了式において、保護者同士が繋がる良い機会になったとの報告があった。不登校児童生徒の保護者は多くの不安を抱えており、繋がりを作ることが難しい状況にある。以前、聖母の小さな学校の保護者の会と連携し、そこに保護者が行き、互いの悩みを語り合える場ができたとの報告もあった。そのような場の具体的な活用状況についてお聞きしたい。

また、新たに学校生活相談係が設置され、機能的な取組が展開されることは、学校現場にとって非常に心強い。受身の姿勢ではなく、積極的に出向いていくことは極めて意義が大きい。特に新任校長の赴任校などでは、相談窓口から「いつでもどうぞ」と言われても、実際にどこまで相談してよいものか判断に迷う場面も想定される。事務局は、常にアンテナを高く張り、各校の悩みや実情にできるだけ寄り添うような支援を期待する。

（守屋学校教育課指導担当課長）

聖母の小さな学校保護者会に関する案内については、不登校児童生徒の保護者に限定せず、全保護者を対象に送付し情報提供を行っており、現在、教育支援センター「明日葉」と聖母の小さな学校の両方に通っている生徒もおり、本人の状況にあわせて双方の場を活用している。聖母の小さな学校以外にも民間のフリースクールもあるため、それらも含めて情報提供しながら、子ども自身が最も力をつけていける場を選択できるよう、教育委員会としてもそれぞれ連携し、情報提供していきたいと考えている。

学校生活相談係は、今後、積極的に学校訪問をしていきたい。今日現在ですでに学校現場から20件を超えるケースの相談を受けている。学校内部から見る状況と、外部の視点から見る景色は違う部分もある。新任校長が着任した学校や職場環境に変化があった学校に対し、外部視点からの気付きを共有しながら、より良い支援の在り方を模索していきたいと考えている。

（田中委員）

「明日葉」の事業対象は、基本的には中学校卒業までである。しかし、卒業と同時に支援を終了するのではなく、その後の子どもたちのフォローアップが必要であると考える。現在の状況を伺いたい。

（守屋学校教育課指導担当課長）

子どもや家庭の状況にもよるが、「明日葉」では夏キャンプなどの行事を実施しており、ここ数年は、卒業生が、現在通っている子どもたちに、自分の現状や中学校時代に抱えていた課題・悩みを打ち明けたり、今頑張っていることを話したりする場面が見られる。また、保護者も「明日葉」の職員との繋がりを継続しており、状況によっては相談に来られた際に職員が児童生徒の近況を把握することもある。全卒業生の状況を詳細に把握しているわけではないが、支援が必要な保護者や児童生徒とは連携を図ったり、各学校から寄せられた情報をもとに、現在頑張っている姿を共有し、どこかで会ったときに励ましの言葉をかけたり情報交換を行ったりしているのが現状である。

（相澤委員）

病弱・身体虚弱特別支援学校、京都府内でいうと、京都府立城陽支援学校や京都市立桃陽総合支援学校だが、中学部までしかない。不登校の児童生徒が精神疾患の診断を受けていることも多いが、中学校卒業後にどうなっていくのかがすごく大切なポイントだと感じている。卒業後のフォローアップについてより一層の充実を期待する。

新設された学校生活相談係に指導主事増員されたということだが、それぞれ専門分野のようなものはあるか。

(守屋学校教育課指導担当課長)

指導主事は、いずれも教員の経験者である。小学校籍が2名、中学校籍が2名。それぞれが校種に応じた強みを持っている。特定の専門分野はない。

(相澤委員)

例えば、生徒指導や特別支援教育、あるいは保護者対応といった個々の経験に基づいた具体的な強みの分担があるのかと思うが。

(守屋学校教育課指導担当課長)

指導主事については、主に生徒指導の分野で幅広い経験を持つ教員を中心に構成している。特別支援教育に関しては、「明日葉」に配置されている特別支援教育士スーパーバイザーやスクールカウンセラーとの連携を密に図りたいと考えている。

(稗田委員)

卒業後のフォローアップに関しては、福知山市にある京都府の「チーム絆」がひきこもり支援の担当として活動しており、子ども家庭センターなどの関係機関と横断的に連携している。

(守屋学校教育課指導担当課長)

京都府脱ひきこもり支援センターとは教育委員会も学期に1回情報交換している。そこで人数は少ないが、状況を見守ってもらっている生徒もいる。

(稗田委員)

義務教育終了後のフォローアップは、行政にとっても「繋ぎ目」のところ。切れ目ない支援ができるよう、関係機関の連携が不可欠だと感じる。舞鶴市では、子育てに関する部署が中総合会館に集約されることも聞いており、年齢層や組織を超えた「縦の連携」が構築されつつあると感じている。

(教育長)

完全に引きこもっている生徒は「チーム絆」が、高等学校へ進学した不登校傾向の生徒は高等学校との連携を図ることになる。現在、課題であるのが、広域通信制高校へ進学する生徒の対応である。地元の通信制高校とは異なり、N高等学校に代表される全国規模の学校では、進学後の状況を追跡することが非常に難しい。これは舞鶴市に限らず、全国的な課題と感じている。こうした状況に対し、京都府の高校再編の動きには期待している。府教育委員会も問題意識を持って構想を練っており、市側からも実情を積極的に発信していく必要がある。広域通信制も一つの選択肢ではあるが、地元において緩やかな環境で通学できる学校づくりを京都府に要望していけないかと考えている。例えば、京都府立清新高校や丹後緑風高校みたいなフレキシブルな学習環境、地元で安心して学べる環境整備が必要であると考えます。

(相澤委員)

以前は、京都府では間人や伊根などには高校の分教室があり、少人数体制で就労に向けた手厚い教育が行われていた。しかし、費用対効果の課題や少子化に伴う生徒数減少や通学距離の問題など様々な要因により地域全体の学校再編により存続が困難となり閉校となった。

(教育長)

不登校に限らず、特別な支援が必要としながらも特別支援学校の対象とはならない生徒の受け皿となる公立高校へのニーズが高まっている。

(相澤委員)

公立高校では定員割れが進んでおり、知的の遅れのある生徒も普通高校に入学する状況がある。私立高校の無償化が始まったことも背景に、学校では個別の状況に応じた多様な対応が求められるなど、教育ニーズの多様化が進んでいるのが現状がある。

(吉岡委員)

新たに設置された学校生活相談係について、市役所内部はもちろん、先日の校長会を通じて説明がされているため、学校現場の教職員にはその存在が周知されていると考える。しかし、学校生活相談係は、学校の職員の方の受け皿のみというわけではなく、児童生徒や保護者も相談できる窓口である。係の設置や窓口の役割について、保護者が内容を把握できる広報はされているか。

(守屋学校教育課指導担当課長)

保護者への啓発については、今後保護者連絡用アプリを活用して係が設置された旨の案内等をしていく。また、市役所のホームページにも情報を掲載するなど、積極的な広報に努めていく。

(吉岡委員)

保護者、特に子ども自身が、市役所のホームページを毎日見ることは稀である。そのため、ホームページ以外の何らかのツールを活用し、「新たに相談しやすい場所ができた」ということを積極的にアピールしていくことが、本人や家族の課題解決の重要な糸口になると考える。

#### 4 議事

(教育長)

第5号議案、令和8年4月28日提出の「専決処理の承認を求めることについて（専決第1号） 舞鶴市教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いする。

(南教育総務課長)

舞鶴市組織改編により、舞鶴市教育委員会基本規則の一部を改正するにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を要するところ、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第10条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるもの。

[質問・意見]

なし

(教育長)

第5号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

(教育長)

第6号議案、令和8年4月28日提出の「専決処理の承認を求めることについて（専決第2号） 舞鶴市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」事務局から説明をお願いする。

(山内学校教育課主幹)

小学校及び中学校の教職員に係る特別休暇の取扱いを変更するため、舞鶴市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正するにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第2号の規定により委員会の議決を要するところ、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第10条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるもの。

[質問・意見]

なし

(教育長)

第6号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

(教育長)

第7号議案、令和8年4月28日提出の「専決処理の承認を求めることについて（専決第3号） 舞鶴市教育委員会事務局職員の人事異動について」事務局から説明をお願いする。

(南教育総務課長)

舞鶴市教育委員会事務局職員の人事異動発令を行うにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第8号の規定により委員会の議決を要するところ、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第10条第1項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの。

[質問・意見]

なし

(教育長)

第7号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

(教育長)

第8号議案、令和8年4月28日提出の「専決処理の承認を求めることについて（専決第4号） 舞鶴市社会教育委員の委嘱について」事務局から説明をお願いする。

(森生涯学習部次長兼生涯学習推進課長)

舞鶴市社会教育委員の任期が令和8年4月18日をもって満了となるため、社会教育法第15条及び18条、舞鶴市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定に基づき、新たに9名の委員を委嘱するにあたり、教育委員会基本規則第9条第1項第12号の規定により委員会の議決を要するところ、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第10条第1項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定に基づきこれを委員会に報告し、承認を求めるもの。

[質問・意見]

なし

(教育長)

第8号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

## 5 その他

次回の定例教育委員会は、5月19日（火）午後2時から開催することを確認。

[質問・意見]

なし

## 6 閉 会

教育長 閉会を宣告